

自家用車活用事業許可事業者（埼玉県 県南東部交通圏）令和8年8月31日
※県南東部交通圏・・・春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、
蓮田市、幸手市、吉川市、加須市、白岡市、
南埼玉郡宮代町及び北葛飾郡杉戸町、松伏町

NO	許可年月日	会社名	営業所名
1	令和8年7月5日	山手観光自動車 株式会社	草加・越谷
2	令和8年7月3日	野島運輸 株式会社	本社
3	令和8年7月8日	株式会社 越谷タクシー	本社
4	令和8年7月8日	株式会社 岩槻タクシー	越谷
5	令和8年7月31日	草加ダイヤモンド交通 有限会社	本社
6	令和8年7月16日	大都交通 株式会社	本社
7	令和8年7月17日	蒲生交通 株式会社	本社
8	令和8年7月8日	有限会社 共和タクシー	本社
9	令和8年7月8日	昭和タクシー 有限会社	本社
10	令和8年7月8日	菖蒲タクシー 有限会社	本社